

II. 公募の内容

- ・令和5(2023)年度公募から、受給回数2回目（「[受給回数制限](#)」についてを参照）の「若手研究」と「挑戦的研究（開拓）」との重複応募・受給制限を緩和しています。詳細は「[別表1 重複制限一覧表](#)」を参照してください。

③ 若手研究 〔学術研究助成基金助成金〕

ア) 対象

令和7(2025)年4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の研究者(※)が一人で行う将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画。

- (※) 令和7(2025)年4月1日までに博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育していた場合は、当該期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を含む。
- (※) 「未就学児」の対象は、「子」であり、民法上の解釈に即して応募者本人の子（実子、非嫡出子又は養子）となります。

イ) 応募総額 500万円以下

ウ) 研究期間 2～5年間

- (※) 若手研究者が継続的・安定的に研究を遂行できるように、令和3(2021)年度公募から研究期間を「2～5年間」に延伸しました。本延伸に係る考え方については、「第6期科学技術基本計画に向けた科研費の改善・充実について（中間まとめ）」（令和2年6月30日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）を参照してください。

URL : https://www.mext.go.jp/content/20200715-mxt_gakjokik-000008754_01-1.pdf

エ) 審査区分と審査方式

審査区分：小区分

審査方式：2段階書面審査

(審査区分は「[別表2 科学研究費助成事業](#)」[「審査区分表」](#)を、審査方式は「[II. 公募の内容 4. 審査等 \(2\) 審査の方法等](#)」を参照してください。)

オ) 研究種目の趣旨等

- ・「若手研究」の目的・意義は「経験の少ない研究者に研究費を得る機会を与え、研究者として良いスタートを切れるように支援すること」、そして、「研究者が十分に力を蓄えていない段階であっても、支援をすることにより、多様な試み(※)の中から本当に育つべきものがしっかりと足掛かりを得、将来の斬新な研究につながっていくようにすること」を目的として、研究者の道を歩み始めた者による将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究について、一定期間の特別な研究助成を行うものです。
- (※) 研究上の試行錯誤や、異なる機関における研究歴、異なる分野の国内外の研究者との交流など、斬新な着想や研究の足掛かりを得るための様々な研究活動上の試み。

- ・「若手研究」の対象（応募要件）については、平成30(2018)年度公募から、「39歳以下の研究者」という年齢制限から「博士の学位取得後8年未満の者」という学位取得後の年数による制限に変更しています。それに伴う経過措置として、39歳以下の博士号未取得者に応募資格を認めていましたが、この経過措置は令和2(2020)年度公募をもって終了しました。なお、経過措置の終了に係る考え方については、「第6期科学技術基本計画に向けた科研費の改善・充実について（中間まとめ）」（令和2年6月30日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）に掲載されています。

URL : https://www.mext.go.jp/content/20200715-mxt_gakjokik-000008754_01-1.pdf

カ) 留意事項

- 研究種目の趣旨に沿って若手研究者に広く研究費を得る機会を与えるよう、採択率を重視した配分(※)を行う予定です。

(※) 令和6(2024)年度応募・採択状況

研究種目	応募件数	採択件数	採択率
若手研究	13,207	5,290	40.1%

- 「若手研究」に応募をする際の「博士の学位取得日」の e-Rad への入力について
「若手研究」の応募要件が「博士の学位取得後の年数」によっていることから、e-Rad に登録された「博士の学位取得日」の情報を基に、研究代表者の応募要件を確認します。「若手研究」の応募に当たっては、電子申請システムで研究計画調書を作成する際に、次の応募要件のうち該当する要件を選択してください。
 - 令和7(2025)年4月1日現在で博士の学位取得後8年未満の者(平成29(2017)年4月2日～応募時までに博士の学位を取得した者)
 - 応募時に博士の学位を取得しておらず、令和7(2025)年4月1日までに博士の学位を取得する予定の者
 - 令和7(2025)年4月1日現在で博士の学位取得後に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育していた期間を考慮(※)すると、博士の学位取得後8年未満となる者を含む。
(※) 取得期間又は養育期間の和を年度単位に繰り上げて、博士取得後の年数から除く
(例: 1か月の産前休暇を取得、1歳5か月の子を養育している場合、2年度分(1年6か月→2年度))

特に(1)又は(3)の要件で応募する研究代表者は、応募時に必ず e-Rad に「博士の学位取得日」が登録されている必要があります。「博士の学位取得日」の e-Rad への登録は、研究代表者が行うことはできませんので、応募に間に合うよう、研究機関の事務担当者に対し、e-Rad への「博士の学位取得日」の登録を依頼してください。なお、博士の学位を複数取得している場合は、最初に取得した「博士の学位取得日」を入力してください。

e-Rad への登録や若手研究の応募要件等の詳細については、「科学研究費助成事業(若手研究)の応募要件の変更に伴う府省共通研究開発システム(e-Rad)への登録作業について」平成29年7月6日付事務連絡)も御確認ください。

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1385136_00005.htm

- 令和2(2020)年度公募から、受給回数2回目(以下の「受給回数制限」についてを参照)の「若手研究」と「基盤研究(S・A・B)」との重複応募制限を緩和しています。詳細は「[別表1 重複制限一覧表](#)」を参照してください。
- 令和5(2023)年度公募から、受給回数2回目(以下の「受給回数制限」についてを参照)の「若手研究」と「挑戦的研究(開拓)」との重複応募・受給制限を緩和しています。詳細は「[別表1 重複制限一覧表](#)」を参照してください。

- 「受給回数制限」について
従前より、「若手研究」及び「若手研究(S・A・B)」を通じて、同一研究者の受給回数を2回までに制限しています(「受給」とは、研究課題が採択され「交付決定を受けること」を指します。補助金の研究課題等において、研究期間が複数年度にわたる同一の課題番号の研究課題で複数回交付決定を受けた場合も「受給回数1回」となります。)。そのため、令和6(2024)年度公募までに、「若手研究」や「若手研究(S・A・B)」のいずれかを既に2回受給している場合は、令和7(2025)年度公募において「若手研究」に応募することはできません。

(注) 次の場合はいずれも「受給」に含まれます。

- 交付決定を受けた後、研究期間の途中で交付申請の辞退又は研究廃止をした場合
- 平成18(2006)年度科学研究費補助金「特別研究促進費(年複数回応募の試行)」のうち「若手研究」相当の研究計画として応募し、採択され、交付決定を受けた場合

II. 公募の内容

また、次の場合はいずれも「受給」には含まれません。

- ・新規応募研究課題の交付内定を受けた後、交付申請を辞退し、交付決定を受けなかった場合（交付申請を留保した後、辞退する場合も含む）には「受給」に含まれません。
- ・「若手研究」における独立基盤形成支援（試行）に採択されたことによる変更交付決定は、「受給回数」に含まれません。
- ・平成14(2002)年度の「若手研究（B）」の継続研究課題（平成13(2001)年度に「奨励研究（A）」として新規採択された課題で、課題番号が「13*****」となっているもの）については、交付決定を受けたとしても「受給」に含まれません。

(※) 審議会において「若手研究」から「基盤研究」への移行を進めるという考え方が整理され、平成22(2010)年度公募から「若手研究」の受給回数制限等の導入が提言されました。詳細は「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について（これまでの審議のまとめ）」（平成21年7月16日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）を参照してください。URL：https://www.mext.go.jp/content/1283490_01.pdf

- ・「「基盤研究」（S・A・B・C）を研究代表者として受給した者の「若手研究」への応募の制限」について

「若手研究」の趣旨に照らし、「若手研究」種目群から「基盤研究」種目群へのスムーズな移行を励行するため、一度「基盤研究」（S・A・B・C）を受給した者については、「若手研究」への応募を認めないこととします。

具体的には、平成22(2010)年度(※)以降に「基盤研究（S・A・B・C）（特設分野研究、海外学術調査含む）」を研究代表者として新規に受給した研究者は、令和3(2021)年度公募から「若手研究」に応募することはできません（「受給」とは、研究課題が採択され「交付決定を受けること」を指します。）。

電子申請システム上で応募が受け付けられても審査に付されませんので応募の際には十分注意してください。

(注) 次の場合はいずれも「受給」に含まれます。

- ・交付決定を受けた後、研究期間の途中で交付申請の辞退又は研究廃止をした場合
- ・代表者交替によって新たに研究代表者となった場合

また、次の場合は「受給」には含まれません。

- ・新規応募研究課題の交付内定を受けた後、交付申請を辞退し、交付決定を受けなかった場合（交付申請を留保した後、辞退する場合も含む）には「受給」に含まれません。

なお、本応募制限に係る考え方については、「第6期科学技術基本計画に向けた科研費の改善・充実について（中間まとめ）」（令和2年6月30日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）を参照してください。

URL：https://www.mext.go.jp/content/20200715-mxt_gakjokik-000008754_01-1.pdf